

使用料・手数料の改定について

本市の使用料(指定管理施設における利用料金を含む。以下同じ)・手数料については、旧加賀市・旧山中町合併時の調整を行って以降、受益者負担の観点からの全体的な見直しを行っていないことから、第3次加賀市行政改革大綱に基づき、見直しを行う。

また、平成元年の消費税導入時を始め、これまでの2回の税率引上げ時に、消費税率分の上乗せ改定を行ってきたことから、令和元年10月より、消費税率が10%に引上げられることに伴い、受益者負担に係る見直しと併せて、消費税率引上げ分の上乗せ改定を行う。

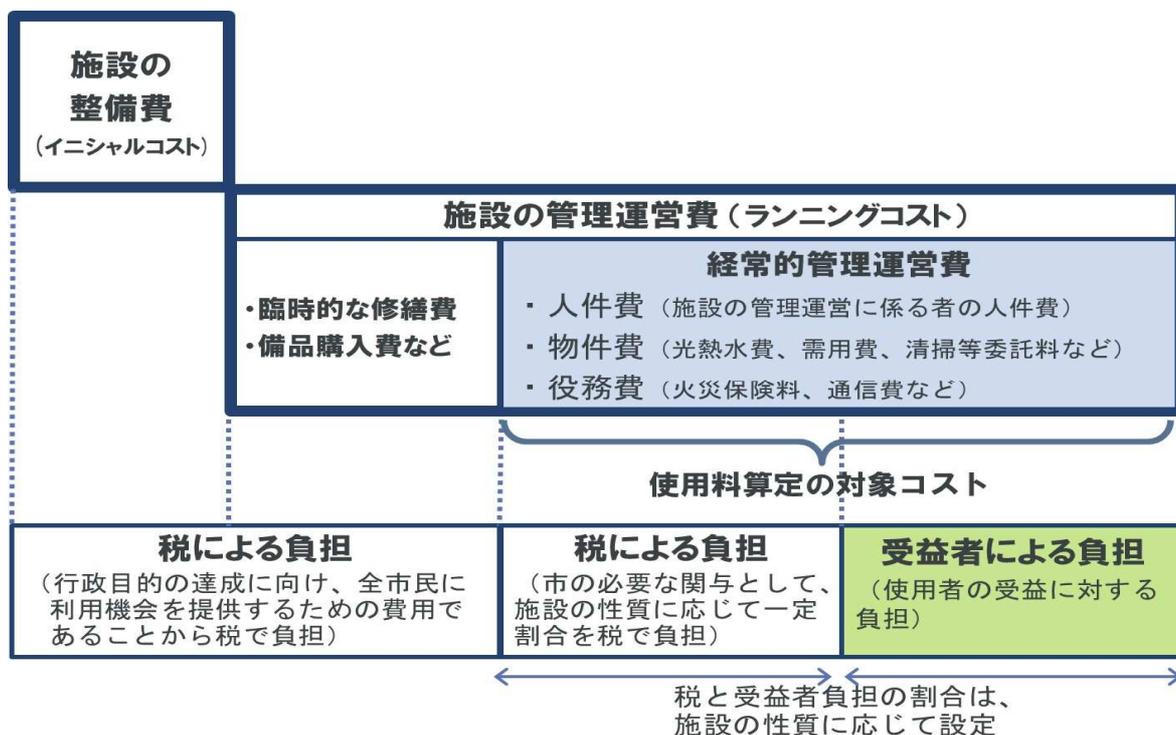
1. 受益者負担に係る見直し

(1) 使用料

① 見直しの考え方

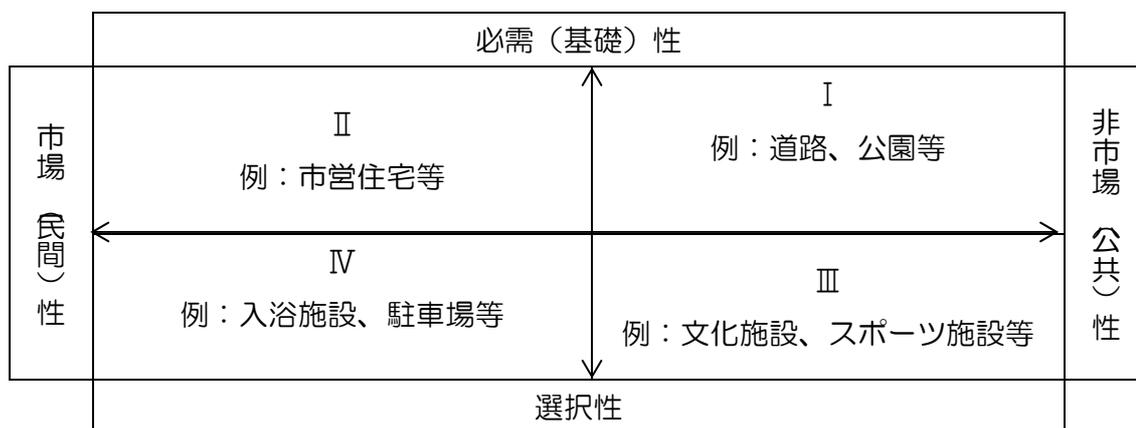
ア 受益者負担の対象

施設の維持管理・運営に係る経費のうち、経常的管理運営費の一定割合を受益者負担とする。(下図のとおり)



イ 受益者負担の割合

施設ごとのサービスの性質が「必需（基礎）的なものか・選択的なものか」、「市場（民間）的なものか・非市場（公共）的なものか」という二つの観点により分類し、その度合いに応じて、経常的管理運営費のうち「受益者負担」の割合を0%～100%の範囲で設定する。（下図・表のとおり）



	主な施設	負担割合			
		税		受益者	
Ⅰ	道路、公園等	税	100%	受益者	0%
Ⅱ	市営住宅等	税	50%	受益者	50%
Ⅲ	文化施設、スポーツ施設等	税	50%	受益者	50%
Ⅳ	入浴施設、駐車場等	税	0%	受益者	100%

※ 市営住宅等については、法令等により算定基準が規定されているが、上記表はその位置づけを参考として記載している。

ウ 見直し方法

各施設の利用者数や面積などに基づく単位あたりの経常的管理運営費の実績額を原価とし、これに、前述ア、イによる施設ごとの受益者負担割合を乗じた額を試算し、試算額の現行使用料に対する増減率をもとに改定を行う。

② 見直し額の算出等

ア 激変回避及び改定率の設定

現行使用料からの激変回避のため、増減率が15%以上となる施設の改定率は15%とする。また、次の区分により改定率を設定する。

増減率が 10%以上 15%未満 となる施設の改定率は 10%
 // 10%未満 // 0%

なお、激変回避のため改定率を15%とする施設のうち、増減率の大きなものについては、今後、適宜使用料を見直すこととする。

イ 市民以外に対する使用料

施設の使用実態等を踏まえ、体育施設（共通使用料条例に規定する体育施設）について、市民以外の使用料を2倍とする。

(2) 手数料

① 見直しの考え方

手数料を徴収する事務に係る人件費を受益者負担の対象とし、各事務の人件費年額（従事職員数、従事割合、職員一人あたりの年間平均給与額を用いて求めた理論額）を手数料年額で除した率を用いて改定を行う。また、政令や県条例等に準拠して設定する手数料については、政令等の改正に沿って見直しを行う。

② 見直し額の算出等

同種又は類似した事務に係る手数料について、近隣市との均衡を優先する。

2. 消費税率引上げ対応

前述1の受益者負担に係る見直し後の使用料・手数料に、消費税率引上げ分（10円未満切捨て）を上乗せする。（非課税の手数料を除く。）

今回の改定（例）

現行使用料 580 円の施設の場合

1. 受益者負担に係る見直し（改定率 15%の場合）

$580 \text{ 円} \times (100 + 15\%) = 667 \text{ 円} \dots 660 \text{ 円}$ （10円未満切捨て）

2. 消費税率引上げ対応

$660 \text{ 円} \times (110 / 108) = 672 \text{ 円} \dots 670 \text{ 円}$ （10円未満切捨て）

改定後の使用料は 670 円 となる。